



島根県報

平成23年10月21日（金）

第2,335号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

定例県議会を招集する月の変更	（財 政 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任	（農 村 整 備 課）	5
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	5

【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 対 策 課）	6
-----------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

防災ヘリコプターの調達に係る一般競争入札の落札者等	（消 防 防 災 課）	6
---------------------------	-------------	---

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	（高 校 教 育 課）	7
---------------------------	-------------	---

【警本告示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報	（警 察 本 部）	10
------------------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第692号**

平成23年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の定例会は、定例県議会を招集する月（昭和27年島根県告示第733号）の規定にかかわらず、平成23年11月に招集する。

平成23年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第693号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第596号）は、廃止する。

平成23年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県障がい者福祉施設整備費補助金

2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障害者福祉施設又は障害児福祉施設の施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者福祉施設又は障害児福祉施設の整備を促進し、障害者及び障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業等

(1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類の種類、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付対象事業	施設の種類の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する児童デイサービス、同条第14項に規定する自立訓練、同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第13項に規	障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいい、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人	創設、改築及び老朽民間社会福祉施設整備（以下「創設等」という。） 大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備（以下「修繕等」という。）

定する障害者支援施設の施設整備		及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）を含む。以下同じ。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	
	障害者支援施設	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益法人等をいい、医療法人を除く。）	
障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所、同条第11項に規定する共同生活介護及び同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所の施設整備	短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所	社会福祉法人等	創設 大規模修繕等
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法人	創設等 修繕等
障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設の施設整備	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場 身体障害者通所ホーム	社会福祉法人	修繕等
障害者自立支援法附則第58	知的障害者入所更生施設	社会福祉法人	修繕等

条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場の設置及び運営について（昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号厚生事務次官通知）に基づく知的障害者福祉工場の施設整備	知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通所寮 知的障害者福祉工場		
障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設の施設整備	精神障害者生活訓練施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者入所授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者福祉ホームB型	社会福祉法人 医療法人	修繕等
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び重症心身障害児（者）通園事業の実施について（平成15年11月10日付け障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく重症心身障害児（者）通園事業施設の施設整備	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	
厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に基づく精神障害者退院支援施設の施設整備	精神障害者退院支援施設	社会福祉法人等	創設等（老朽民間社会福祉施設整備を除く。） 修繕等 改修（転換）
障害者自立支援法第79条第2項に規定する福祉ホームの施設整備	福祉ホーム	社会福祉法人等	改修（転換） スプリンクラー設備等整備
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく	応急仮設施設	社会福祉法人等	応急仮設施設整備

応急仮設施設の施設整備		
-------------	--	--

(2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）第2の3の(2)から(5)までに定める整備内容による。

4 補助金等の額

(1) 補助金の交付額は、(2)及び(3)により算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)の施設に係る創設等及び改修（転換）については、国要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

(3) 3の(1)の施設に係る(2)以外の事業については、国要綱第2の6の(2)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

島根県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年10月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

雲南市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地
 陶山 直利 雲南市木次町寺領927番地 1
 内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
 岩田 憲佑 雲南市大東町下阿用343番地
 渡部 彰夫 雲南市加茂町南加茂898番地 1
 細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地
 山根晃一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地
 安井 誉 雲南市三刀屋町乙加宮792番地
 古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
 景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地

監事

白築 進 雲南市吉田町吉田738番地
 白築 徹一 雲南市掛合町多根8番地内 4

2 就任年月日

平成23年10月1日

島根県告示第695号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市荒島町字乙坂2551、3102
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成23年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 争議行為をなす日時及び場所
日時 平成23年11月11日から問題解決までの間
場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院
- 2 争議行為の概要
あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
防災ヘリコプター 1式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部消防防災課 島根県松江市殿町1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年8月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
川崎重工業株式会社 代表取締役 村山 滋 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
1,134,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例公告を行った日
平成23年7月15日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月21日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第16号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学校名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立 安来高等学校	普通科	160	200	200					
島根県立 情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立 松江北高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立 松江南高等学校 (宍道分校)	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
					家政科				80
島根県立 松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立 松江工業高等学校	機械科	40	40	40	普通科				40
	電子機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	電気科	40	40	40	40

	電子科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立 松江商業高等学校	商業科	240	160	160					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立 松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立 宍道高等学校					普通科	480			
島根県立 大東高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立 横田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立 三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	600							
	普通科	40	40	40					
島根県立 飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立 平田高等学校	普通科	160	160	200					
島根県立 出雲高等学校	普通科	280	280	280	普通科				80
	理数科	40	40	40					
島根県立 出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立 出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立 出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立 大社高等学校 (佐田分校)	普通科	240	280	280					
	体育科	40	40	40					
	普通科	40	40	40					
島根県立 大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立 邇摩高等学校	総合学科	360							
島根県立	普通科	120	120	120					

島根中央高等学校									
島根県立	普通科	80	80	80					
矢上高等学校	産業技術科	40	40	40					
島根県立	普通科	80	80	80					
江津高等学校	英語科	40	40	40					
島根県立	機械科	40	40	40					
江津工業高等学校	総合電気科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立	普通科	200	200	200	普通科	80	40	40	40
浜田高等学校 (今市分校)	理数科	40	40	40					
	普通科			40					
島根県立	商業科	80	80	80					
浜田商業高等学校	情報処理科	40	40	40					
島根県立	海洋技術科	40	40	40					
浜田水産高等学校	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立	普通科	160	120	160					
益田高等学校	理数科	40	40	40					
島根県立	電子機械科	40	40	40					
益田翔陽高等学校	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					
	総合学科		120						
島根県立	普通科	40	40	40					
吉賀高等学校									
島根県立	普通科	80	80	80					
津和野高等学校									
島根県立	普通科	80	80	80					
隠岐高等学校	商業科	40	40	40					
島根県立	普通科	80	40	40					
隠岐島前高等学校									
島根県立	海洋システム科	40	40	40					
隠岐水産高等学校	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては80名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては40名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。）の定員にあつては40名とする。

- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては40名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。）の定員にあつては40名とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

学 校 名	学 科	定 員
島根県立松江北高等学校	普通科	350
島根県立宍道高等学校	普通科	1,000
島根県立浜田高等学校	普通科	100

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
- 平成24年3月31日において県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則（平成23年島根県教育委員会規則第16号。以下「一部改正規則」という。）による改正前の県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）別表第2に規定する島根県立松江北高等学校又は島根県立宍道高等学校の通信制課程に在学する者のうち、一部改正規則による改正後の県立学校の組織編制に関する規則別表第2に規定する島根県立浜田高等学校の通信制課程への転入学を希望し、平成25年3月31日までに校長の許可を受けたものについては、第29条の規定にかかわらず、入学検定料の納付を要しないものとする。

島 根 県 警 察 本 部 告 示

島根県警察本部告示第62号

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第22条第1項の規定による個人情報を次のとおり定め、平成23年10月26日以後に合格を発表する試験から適用する。

平成23年10月21日

島根県警察本部長 警視長 高瀬 隆 之

口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
島根県非常勤嘱託員採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	試験を実施した所属